第五十九条の見出し中「再生手続」を「資金の借入れに関する再生手続」に改め、同条中「合議体をいう」の下に「。第六十条から第六十二条までにおいて同じ」を、「再生計画案をいう」の下に「。第六十二条において同じ」を、「規定する」の下に「再生債権者の間に」を加え、同条を第五十七条とする。

第六十条の見出し中「更生手続」を「資金の借入れに関する更生手続」に改め、同条中「合議体をいう」の下に「。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ」を加え、「第五十八条第一項」を「第五十六条第一項」に、「更生債権と」を「更生債権等（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第十二項の更生債権等をいう。第六十四条及び第六十五条において同じ。）と」に、「更生債権（同項第二号」を「更生債権等（第五十六条第一項第二号」に、「更生債権に」を「更生債権等に」に、「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」を「同法」に改め、「規定する」の下に「同一の種類の権利を有する更生債権者等（同法第二条第十三項の更生債権者等をいう。第六十五条において同じ。）の間に」を加え、同条を第五十八条とし、第四章第三節中同条の次に次の二条を加える。

（債権に関する特定認証紛争解決事業者の確認）

第五十九条　特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間の原因に基づいて生じた債権が次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一　当該債権が少額であること。

二　当該債権を早期に弁済しなければ当該事業者の事業の継続に著しい支障を来すこと。

2　特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

（債権の弁済に関する再生手続の特例）

第六十条　裁判所は、前条第一項の規定による確認を受けた債権（この条から第六十五条までにおいて「確認債権」という。）に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の申立てがあった場合において、民事再生法第三十条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第四章第四節の節名を削る。

第六十一条から第六十五条までを次のように改める。

第六十一条　裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権について、民事再生法第八十五条第五項の規定に基づき、少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第八十五条第五項に規定する少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

第六十二条　裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法第百五十五条第一項ただし書に規定する少額の再生債権について別段の定めをし、その他再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

（債権の弁済に関する更生手続の特例）

第六十三条　裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の申立てがあった場合において、会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第六十四条　裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権について、会社更生法第四十七条第五項の規定に基づき、少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

第六十五条　裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権とこれと同一の種類の他の更生債権等との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が会社更生法第百六十八条第一項ただし書に規定する少額の更生債権等について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する更生債権者等の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうか判断するものとする。

第六十五条の次に次の節名を付する。

第四節　事業活動における知的財産権の活用

第六十六条を次のように改める。

第六十六条　特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願に係る特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2　特許庁長官は、前項に規定する発明に係る自己の特許出願について出願審査の請求をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

3　特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八条第二項（同項の表二の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）を軽減し、又は免除することができる。

第四章第五節の節名を削る。

第六十七条から第七十五条までを次のように改める。

第六十七条から第七十五条まで　削除

第四章を第三章とし、第五章を第四章とする。

第百十二条の見出し中「創業支援等事業」を「創業支援等事業」に改め、同条第一項中「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改め、「支援し」の下に「、及び創業に関する普及啓発を積極的に行い」を加え、同条第二項各号中「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改める。

第百十三条の見出しを「（創業支援等事業計画の認定）」に改め、同条第一項中「創業支援事業（」を「創業支援等事業（」に、「創業支援事業を」を「創業支援等事業を」に、「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に改め、「集中実施期間中に」を削り、同条第二項中「創業支援事業を」を「創業支援等事業を」に、「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に改め、同条第三項中「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改め、同項第一号中「創業支援事業の」を「創業支援等事業の」に、「特定創業支援等事業」に改め、同項第二号中「創業支援事業の」を「創業支援等事業の」に、「特定創業支援等事業」に改め、同項第三号中「創業支援事業と連携して」を「創業支援等事業